

常磐自動車道の（仮称）双葉インターチェンジ の整備に係る基本協定書

福島県（以下「甲」という。）、双葉町（以下「乙」という）及び環境省（以下「丙」という。）は、常磐自動車道の（仮称）双葉インターチェンジ（以下「双葉ＩＣ」という。）の整備に係る費用負担等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、双葉ＩＣが、住民帰還や復興・再生の加速化、緊急時における避難路の確保等に加え、中間貯蔵施設への除去土壤等の安全かつ効率的な輸送を行う上でも不可欠な施設であり、県内の復興にも寄与することから、双葉ＩＣの整備に係る費用負担等の基本事項を定めることにより、その早期整備と円滑な執行を図ることを目的とする。

（相互協力）

第2条 甲、乙及び丙は、本協定に基づき、双葉ＩＣの整備が円滑に進むよう相互に協力するものとする。

（位置及び範囲）

第3条 この協定を適用する位置及び範囲は、別添図1に示すとおりとする。

（実施主体）

第4条 双葉ＩＣの整備は、乙が事業主体となり、甲、乙及び丙が次条に基づき確保する予算を充当し整備する。

（費用負担）

第5条 双葉ＩＣの整備費用等については、甲、乙及び丙が以下のとおり負担する。

- 1 双葉ＩＣ整備費用負担対象額（平成27年5月26日付けの連結許可申請書に基づく費用のうち、別添図2の費用負担対象範囲に係る調査設計費、用地補償費（「避難指示区域における公共事業に必要な用地取得に伴う損失補償に当たっての留意事項について（通知）」（平成25年12月14日中央用対第6号）による）及び工事費（施工管理費等事務費含む）をいう。以下同じ。）の負担については、甲及び乙が半分、丙が残り半分を負担することとする。
- 2 前項の甲及び乙の負担については、乙は用地補償費を負担し、残りは甲が負担することとする。
- 3 平成27年5月26日付けの連結許可申請書において乙が負担している費用のうち、双葉ＩＣ整備費用負担対象額を除く費用については、乙が

別途費用を負担する。

- 4 今後の状況の変化等により、双葉IC整備費用負担対象額に増減が生じる場合には、その状況の変化等の内容に応じて、甲、乙及び丙が協議して、所要の調整を行うものとする。

(細目協定)

第6条 甲、乙及び丙は、この協定を施行するに当たり、必要に応じ別途細目協定を締結するものとする。

(協定の変更)

第7条 この協定の内容を変更する必要が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、変更するものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して対応するものとする。

この確認の証として、本確認書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、それぞれ1通を保持する。

平成27年11月2日

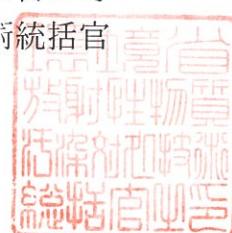
甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県知事 内堀 雅雄



乙 福島県双葉郡双葉町大字新山字前沖28番地
双葉町長 伊澤 史朗



丙 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
環境省放射性物質汚染対処技術統括官
繩田 正



別添図2 (仮)双葉IC

費用負担対象範囲図

